



2021年5月12日

各位

ENEOSホールディングス株式会社

公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）発行に関するお知らせ

当社（社長：大田 勝幸）は、本日、発行上限を3,000億円とする公募形式によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）の発行に関する訂正発行登録書を関東財務局長に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本社債発行の目的および背景

当社は、「2040年グループ長期ビジョン」（2019年5月公表）の実現に向けたマイルストーンである「第2次中期経営計画（2020-2022年度）」（2020年5月公表）において、「成長戦略の追求とキャッシュフロー重視経営の両立」を基本方針として掲げ、厳格な投資管理に基づく成長事業への戦略投資の実行による事業ポートフォリオの最適化を推進しています。

本社債は、財務基盤の健全性を維持しつつ、中長期的な戦略投資を実現し得る最適な資金調達手段であることから、このたび、発行を決定しました。

2. 本社債の特徴

本社債は、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債であることから株式の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続および倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質および特徴を有しております。このため、当社では株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所（以下、「格付機関」）より発行額の50%に対して資本性の認定を受けることを見込んでおります。

なお、当社は、本社債の満期償還日以前に本社債を償還または買入れにより取得（以下、「期限前償還等」）する場合は、期限前償還等以前12カ月間に、普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務（以下、「借換証券」）により、資金調達を行うことを想定しています。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際は、自己資本の蓄積を進めて十分な財務基盤を構築し、本社債の発行時点より十分に資本が積み上がる等の一定の条件下では、借換証券による資金調達を見送る可能性があります。

本社債の概略につきましては、本日付で関東財務局長に提出した訂正発行登録書をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

本社債の共同主幹事として、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社およびSMB C日興証券株式会社を起用し、需要状況や金利動向等を総合的に勘案した上で、2021年6月に発行金額等の条件を決定する予定です。詳細については、決定次第すみやかにお知らせします。

(注) この文書は、当社の公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行に関して一般に公表するための発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

以 上